

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令について

令和 2 年 12 月
消防庁特殊災害室

【改正概要】

以下の措置を行うため、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号）及び石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令（昭和 51 年通商産業省・自治省令第 1 号）（以下「2 省令」という。）を改正する。

○ 2 省令の様式上に規定されている押印に関する事項

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。

これを踏まえ、2 省令に規定する各様式における届出者等の押印については不要とし、各様式中の㊟マークを削除するものである。

【スケジュール】

・ 公布日・施行日：12 月 25 日（金）